

令和3年度第11回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和3年9月14日（火）13：15～13：19
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員（オンライン出席）
<事務局>
長谷川事務局長兼教育次長 山下教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長 藤原学校教育部長
松本教科指導担当部長兼総合教育センター所長 河野児童生徒担当部長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 1名（一般1名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案4件、協議事項2件、報告事項1件です。

まず、非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち教第43号議案、協議事項23、協議事項24、報告事項1につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関すること。

教第40号議案及び教第42号議案につきましては、第6号により会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに該当すると思われまますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（賛同）

教第41号議案 教育委員会分限処分の指針の改定について

（長田教育長）

それでは、教第41号議案から参ります。教育委員会分限処分の指針の改定についてです。では、説明をお願いします。

（西口服務・監察担当課長）

それでは、教第41号議案、分限処分の指針の改定についてお諮りするものでございます。

改定の趣旨としましては、非常にお恥ずかしい話ではございますけれども、改正漏れがあったというものがあまして、資料の3ページ目に新旧対照表などをおつけしております。現在の指針に指導力に課題を有する教員への支援・方策に関する要綱という文言がございますけれども、こちらにつきましては、平成20年の3月に規則を制定しております、その際に規則に改定しておくべきものが改定されておらず、今回発見されましたので、改正を行うものでございます。

また、あわせて附則に経過措置を追加しております。こちらは別の改正になるんですけれども、令和元年12月1日に従来からあった病気欠勤という制度をなくしまして、病気休暇という制度が新設されております。それを受けて令和2年4月1日に、この指針の第2条第2項第3号を改正しております。その際に改正前の病気欠勤の取扱いについて改正後、どう取り扱うかということをお記しておいたほうがよかったんですけれども、それがなされておらずでした。今回、先ほど説明いたしました改正を行う必要がございましたので、追加をするというものでございます。この経過措置の部分に関しましては、この指針が代表的な事案を示したものであって、掲げられてない事案について準ずるものが分限処分の対象となる可能性があるというように規定しております。改正前の病気欠勤については、この改定後の病気休暇に準ずるものとして病気休暇に累計するという形で解釈を行っていたんですけれども、今回はきちんとお記したほうがよいだろうということで追加をしております。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見ございませんか。

よろしいでしょうか。今システムのこともチェックする方法があると思いますので、1度各所管課で改めてチェックをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

本田委員、よろしいでしょうか。

それでは、教第41号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

この際、この会議で取り上げるべき項目、その他の項目でも結構ですが、何か御意見はございませんか。

またございましたら後日でも結構ですので、事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、誠に申し訳ありません。本日の公開案件は終了をいたします
恐れ入りますが、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

閉会 午後 1 時 19 分